平成２４年（フ）第１９８号
神奈川県厚木市温水2226番地４　ＳコートＢ
債務者　吉田　松江
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２４９号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1124番地
田中ハイツ202号
債務者　片山　正明
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１０９号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦1320番地
債務者　水野　晶子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１０号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦1320番地
債務者　水野　辰美
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２０号
新潟県燕市富永1098番地
債務者　水野　榮一
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２号
新潟県上越市仲町１丁目４番12－507号
アーク高田仲町507号
債務者　山﨑　俊枝
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２１号
新潟県上越市中央５丁目７番34号
債務者　坊　　香織
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２７号
新潟県上越市大字大口515番地１
債務者　早川　葉子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第３０号
新潟県妙高市関川町２丁目３番４号
債務者　長澤　彰一
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第８２２号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘９棟306号
債務者　宇佐美俊こと坂倉俊こと　安　　俊
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１７号
愛知県一宮市時之島字四ツ辻45番地１
債務者　福江　公男
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３５３号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　34棟406号
債務者　家根千代子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３７０号
京都市右京区太秦京ノ道町９番地１　ハイツ京ノ幸402号
債務者　名古　祐平
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４７２号
京都府久世郡久御山町下津屋川原44番地１８棟504号
債務者　中野　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４８３号
京都市南区東九条南松ノ木町１番地１　松ノ木町団地２棟412
債務者　梅村　英明
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
鳥取県日野郡日南町神福2006番地
債務者　小林　一希
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２４号
松江市東津田町2168番地558
債務者　曾田　宏子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松江地方裁判所民事部